聖籠町循環バスの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十五年八月五日

聖籠町長　渡邊廣吉

聖籠町規則第二十一号

聖籠町循環バスの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

聖籠町循環バスの設置及び管理に関する条例施行規則（平成十四年聖籠町規則第三十一号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現になされた利用料の免除その他の処分及び行為については、なお従前の例による。